

○財務省告示第四百四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から適用する。なお、財務省の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十六号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣 野田 佳彦

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省庁舎情報公開窓口内